

# 氷見市 空き家片付け支援補助金

氷見市では、空き家を所有している方・空き家を転貸する権利を有している方が、空き家を流通させる目的で行う家財道具の処分やクリーニング等に要する経費に対し、**補助率50%、補助上限30万円**の補助金を交付します。

## 補助対象（補助の対象となる事業）

空き家を流通する目的で、**事業者によって実施された**家財道具等の処分及びクリーニングに要する経費を補助します。  
※クリーニングは空き家内の清掃をいいます。

### 家財道具の例

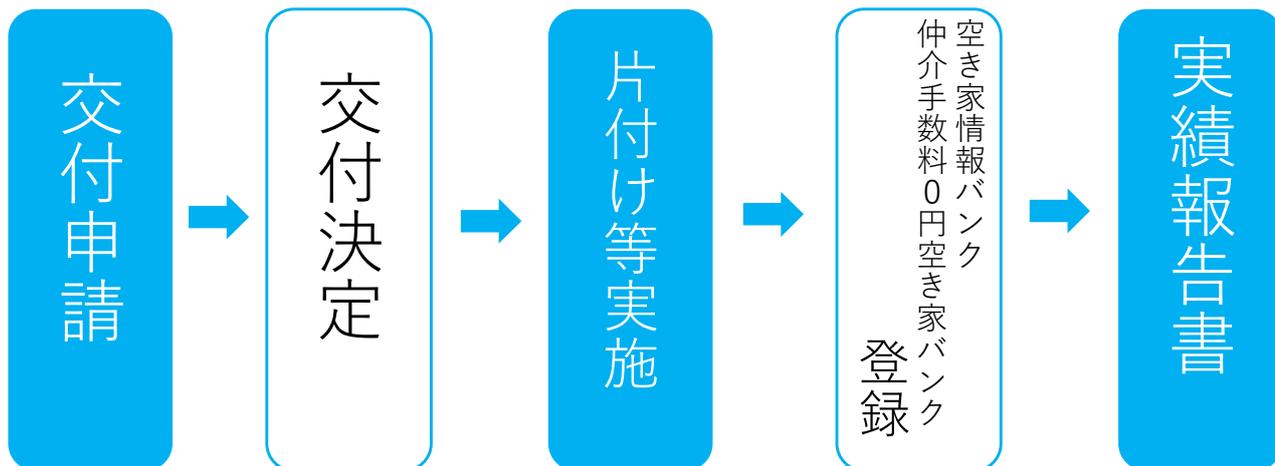
空き家に残置された家具 電化製品 食器類 衣類 生活ごみ  
たたみ ふすま カーテン その他容易に取り外しできるもの

## 補助要件（補助の対象となる要件）

1. 空き家を流通しようとする所有者等  
（空き家の所有権または売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有している方）
2. 流通しようとする空き家が過去にこの補助金の交付を受けていないこと
3. 事業者によって片付けが行われること  
（個人が実施した片付けにかかる経費は補助対象外）
4. 片付け等の実施後、**空き家を空き家情報バンク**又は**仲介手数料0円空き家バンク**に3年間登録すること
5. 申請者と同じ世帯の構成員に市税の滞納がないこと（申請者が個人の場合）

## 申請の流れ

補助金の利用を検討されている方は片付け等の実施前に移住定住推進課までご相談ください。



## 提出いただく書類

### 【登録時】

1. 氷見市空き家片付け支援補助金交付申請書（様式第1号）
2. 空き家の位置図
3. 空き家の間取りがわかる書類
4. 当該空き家にかかる所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有していることが確認できる書類
5. 片付け等に要する経費の内訳が確認できる見積書の写し
6. 空き家の片付け等を予定している場所の現況写真
7. 申請者と同一の世帯を構成する世帯員の税の滞納がないことを証明する書類（申請者が個人の場合）
8. 建物所有者同意書（様式第2号）（申請者が所有者と異なる場合）
9. その他市長が必要と認める書類

### 【変更申請】（片付け額に変更が生じた際に申請）

1. 氷見市空き家片付け支援補助金変更申請書（様式第3号）
2. 変更前の交付申請時に添付した見積書の変更後のもの
3. その他市長が必要と認める書類

### 【実績報告】

1. 氷見市空き家片付け支援補助金実績報告書（様式第4号）
2. 片付け等に要した経費に係る領収書又は支払い証明書の写し
3. 片付け等に要した経費の内訳が確認できる書類
4. 片付け等の前後を対比できる写真
5. その他市長が必要と認める書類

## その他

- ・ 氷見市空き家情報バンク登録促進奨励金及び氷見市空き家優良物件化支援補助金と併用することはできません。
- ・ **必ず交付決定後に片付け等を実施してください。** 交付決定より前に片付け等を実施された場合、補助金の交付ができなくなります。
- ・ 空き家情報バンク・仲介手数料0円空き家バンクへの**登録は3年間継続**する必要がありますが、成約した場合はこの限りではありません。
- ・ 3年以内の取り下げ、要件違反、不正行為などがあった場合は**補助金を返還**していただくことがあります。
- ・ 空き家情報バンク・仲介手数料0円空き家バンクのHPはこちら▶▶



## お問い合わせ

氷見市移住定住推進課

☎0766-74-8075

E-mail : ijuteiju@city.himi.lg.jp